

8 豊監発第 4 2 号

令和 8 年 7 月 1 5 日

請求人

(略)

豊島区監査委員 小 沼 博 靖

同 中 川 貞 枝

同 鈴 木 利 治

同 有 里 真 穂

豊島区職員措置請求について（通知）

令和 8 年 5 月 2 7 日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号。以下「法」という。)第 2 4 2 条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。

よって、法第 2 4 2 条第 5 項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、区長車を使用した医療機関等への送迎は、公務性に重大な疑義があり違法・不当であるとして、区が支出した区長車の運行管理業務委託料等の返還等の措置を求めているものと解される。

法第 2 4 2 条第 1 項に定める住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法、不当な公金の支出等の財務会計上の行為があると認められるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害

補填の措置等を請求できるものである。監査請求を行うにあたり請求人は、自らが問題とする財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的かつ客観的に摘示する必要がある。

区は、庁用車運行管理業務請負契約を締結し、区長車を含む6台の庁用車の運行管理業務を委託している。また、区長車の運行の考え方については、公務の適正かつ効率的な遂行のため、区長の自宅（生活の拠点）と区役所本庁舎その他の公務を行う場所との間を移動するとき、公務が連続する場合におけるそれぞれの公務場所の間を移動するとき、さらに、その他、公務を遂行する上で、やむを得ない場合に運行するとしている。

この点、請求人は、令和7年5月30日、31日及び6月5日に行われた区長車を使用した区長の自宅または医療機関への送迎等について、区長の医療行為に伴う移動であり公務とは認められず、たとえ車内でメール確認や職員への指示等の公務を行っていたとしても区長車の運行目的が私的通院から公務に転化するものではなく、区長の自宅または医療機関への送迎等は違法・不当であるなどと主張する。

しかし、区長車の運行は、区長が担う職責の性質や内容に照らせば、その職責を全うさせるための機動的な交通手段を確保することで、移動時にあっても区政の連絡体制の維持が可能となり、危機管理上の観点からも必要な手段であると考えられるとともに、区長車の運行にかかる法規定がないなかにおいては、どのような場合に区長車を運行するのかは区長の合理的裁量に委ねられると解されている。

これに対し、請求人は、区長車運行にかかる裁量を考慮することなく、運行先が公務遂行場所と見受けられる場合以外は使用すべきでない、あるいは、メール送受信の確認など車内における公務遂行を明確にすべき、といった請求人の主観に基づいた主張を行っていると認められる。このため、請求人の摘示をもって、区長車の運行及び運行契約に基づく区の公金の支出が違法・不当であるとする事由を主張・疎明しているものとは言えない。したがって、区の財務会計上の行為の違法性又は不当性について具体的か

つ客観的に摘示しているものとは認められない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法であるため、同条第5項に定める監査を実施しない。